

東松山市学校給食センター調理等業務プロポーザル基本方針

1 業務概要

(1) 件名

東松山市学校給食センター調理等業務

(2) 業務の目的

東松山市学校給食センター調理等業務は、食材の検収・調理作業・洗浄業務等を委託することで民間のノウハウを活用し、より安全・安心な給食を提供するため、優れた調理技術や衛生管理能力等を有する民間事業者を選定することを目的とする。

(3) 対象施設及び対象業務

① 対象施設等

施設名	東松山市学校給食センター
所在地	東松山市大字下野本527番地1
建築年月	平成9年3月
システム	ドライシステム
調理品目	1献立（おおむね副食3品／日調理）
配食校数	小学校8校
調理食数	3,500食
調理稼働日数	約185日／年

② 対象業務

ア 検収業務

イ 調理業務

ウ 配缶及び配送用コンテナへの処理業務

エ 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管及び日常点検業務

オ 残菜・厨芥の集積業務

カ 施設・設備の清掃及び日常点検業務

キ その他附帯する業務

※具体的な内容は「東松山市学校給食センター調理等業務仕様書」を参照

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

※委託契約締結後から業務開始までの間を引継期間とし、業務引継に関する費用は受託者の負担とする。

(5) 提案上限額

金 380,000千円（3年間の総額）

なお、実際の契約金額は、契約候補者の参考見積額を踏まえて、本市と契約候補者との詳細協議により、本市の予算の範囲内で決定するものとする。

(6) 優先交渉権の決定方式

学校給食については、常に安全・安心な給食を提供することが必須であり、金額の価格競争で決定することは適切ではない。質の高い学校給食の提供を継続的に行うためには、豊富な業務経験や優れた業務遂行能力を有することなどが必要となる。あわせて、地域の行事や特色に合わせた運営を行うことも必要となることから、当該業務の遂行に最も適した民間事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用する。

2 実施形式

広くプロポーザルへの参加を募集し、当該募集に応募があった者のうちから、当該プロポーザルへの参加資格要件を満たすものにより実施する公募型のプロポーザル方式とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 東松山市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市契約に係る入札参加等の措置要綱（平成28年4月1日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 令和7年4月1日から起算して、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を過去5年以内に受けている者でないこと。
- (9) これまでに他市町村の学校給食センターにおいて、1日3,500食以上の調理等の受託実績を有し、かつ、現在も該当する施設での業務受託契約を締結している者であること。
- (10) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等において業務責任者（管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する者）を配置した上で、円滑に実施できる者であること。
- (11) 学校給食調理施設を製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入する意向であること。

※東松山市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、別途、履歴事項証明書（商業・法人登記簿謄本）、法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書、財務諸表を提出し、認められれば、当該プロポーザルに参加することができる。

4 審査概要

(1) 審査委員会

「東松山市学校給食センター調理等業務プロポーザル選定委員会」を設置する。

(2) 委員構成

選定委員長 学校教育部長

選定委員 学校教育部次長、教育総務課長、学校教育課長、保育課長、

学校長代表、栄養教諭代表、学校給食センター所長

(3) 審査方法

- ① 各委員が参加資格を満たす者の中から、審査基準に基づき、提案内容等の提出書類、提案者のプレゼンテーションによる提案内容及びヒアリング等の内容を審査、点数化し、その点数が最も高かった者を契約候補者とする。

なお、参加事業者が5者を超える場合は、一次審査（書面審査）と二次審査（プレゼンテーション）に分け、一次審査での合計点数の上位5者が二次審査に参加できるものとする。

② 審査項目・採点方法

別添「審査基準」によるものとする。

③ 価格に関する詳細基準

別添「審査基準」の見積価格に関する評価は、見積金額を提案上限額で除した按分率により、次の基準に基づき採点する。

(計算式)

見積金額÷提案上限額（380,000千円）＝按分率

(価格の詳細基準)

按分率	得点
0.84 以下	5
0.84 を超え 0.88 以下	4
0.88 を超え 0.92 以下	3
0.92 を超え 0.96 以下	2
0.96 を超え 1.00 以下	1
1.00 超	失格

5 日程

期日（予定）	内容
令和7年4月 4日（金）	実施要項等の公表（ホームページ）
令和7年4月10日（木）	施設見学会申込書の提出
令和7年4月14日（月）から 令和7年4月28日（月）まで	施設見学
令和7年4月28日（月）まで	質問書の提出（電子メール）
令和7年5月13日（火）	質問書の回答（ホームページ）
令和7年5月19日（月）から 令和7年5月26日（月）まで	企画提案書等提出期間
令和7年6月13日（金）	一次審査の結果通知 ※1 プレゼンテーションに関する通知
令和7年7月1日（火）	プレゼンテーション
令和7年7月下旬	契約候補者の決定及び審査結果通知
令和7年8月上旬	契約候補者との協議・契約締結
令和7年9月中旬から 令和8年3月31日（火）まで	調理等業務引継期間
令和8年4月1日（水）から 令和11年3月31日（土）まで	調理等業務期間

※1 一次審査がある場合のみ